

ウェルネス・アドボケイト (WA) の皆様へ

この「購入契約書(領収書)」は、WAの皆様がドテラ製品をお客様に小売りした際、また、皆様が開催したセミナーやミーティングなどの費用を実費として徴収した際に、お客様との間で交わすものです。お客様にドテラ製品を販売した際にWAが取引内容を記入し、お客様に内容をご確認いただいたうえで必要事項を記入、捺印(2枚共)してもらってください。さらにその内容をお客様が確認後、法律で定められたクーリング・オフに関する以下の情報を口頭により伝えてください。

お客様が、訪問販売でお申込み(契約)された場合、本書面を受領された日を含めて8日間は、書面により無条件でお申込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます)ができ、その効力は書面を発信したとき(郵便消印日付)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で製品の引き渡しを受け、かつ、代金の全部を支払うこと)で、その金額が3,000円未満のときはクーリング・オフの適用が除外されます。

〈購入契約書(領収書)の使い方〉

●申込み、承諾、製品の引き渡しおよび代金支払いがすべて同日に完了する場合
個人情報の取り扱いについて説明し、お客様の同意を得て、その場で、購入契約書(領収書)に必要な事項を記入してください。このとき、特に以下の事項を忘れずに行ってください。

- ①購入契約書(領収書)お客様用控えに代金を領収した年月日を記載し、WAの認印を押印すること。なお、取引総額が5万円以上の場合には、印紙税法により収入印紙(100万円以下の場合には200円)を貼付することが義務付けられていますので、ご注意ください。
- ②購入契約書(領収書)WA用控えに製品を引き渡した年月日を記載し、お客様の認印をご押印いただくこと。

必要事項の記入および上記①②が完了したことを確認し、購入契約書(領収書)のお客様用控えをお客様にお渡ししてください。

●製品の引き渡しの後日になる場合には、上記②以外の必要事項の記入を完了させ、お客様に購入契約書(領収書)のお客様用控えをお渡しします。後日、製品を引き渡す際に購入契約書(領収書)のWA用控えを持参し、製品を引き渡した年月日を記載して、お客様の認印を押印していただくようにしてください。

●代金支払いが後日になる場合には、上記①以外の必要事項の記入を完了させて、お客様に購入契約書(領収書)のお客様用控えをお渡しします。後日、代金支払いが完了したときは、すでにお客様にお渡しした購入契約書(領収書)のお客様用控えをお返しいただき、これに代金を領収した年月日を記載し、WAの認印を押印したうえで再度お客様にお渡しするか、または本購入契約書(領収書)とは別に領収書を発行して、お客様に交付してください(収入印紙の貼付については上記と同様ですので、ご注意ください)。

〈お問い合わせ先〉

メンバーサービス

 03-4589-2610

購入契約書(領収書)

製品名	種類	数量	販売価格
合 計			

年 月 日 上記金額を、上記製品の代金として領収いたしました。 (印)

契約締結日	年	月	日
-------	---	---	---

製品引渡日	年	月	日
-------	---	---	---

印紙貼付

代金お支払い日	代金お支払い方法
---------	----------

お客様氏名	様	(印)
ご住所	〒 TEL ()	

担当WA名	ID
連絡先	〒 TEL ()

お客様用控え

右面も必ずお読みください

クーリング・オフに関するお知らせ

お客様が、訪問販売でお申込み(契約)された場合、本書面を受領された日を含めて8日間は、書面(下記参照)により無条件でお申込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます)ができ、その効力は書面を発信したとき(郵便消印日付)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で製品の引き渡しを受け、かつ、代金の全部を支払うこと)で、その金額が3,000円未満のときはクーリング・オフの適用が除外されます。

上記の記載にかかわらず、お客様は、販売者による次のいずれかの妨害行為によりクーリング・オフ期間を経過するまでに契約の解除を行わなかった場合、契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を受領後8日以内であれば、書面により契約を解除することができます。

- 1) 販売者が契約解除を妨げるため、解除に関する事項につき不実のことを告げることに よりお客様が当該告知内容が事実であると誤認をした場合、または
- 2) お客様が販売者により威迫されたことにより困惑した場合

お客様は① 損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された製品の引き取りに関する費用の支払い義務はありません。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受け取ることができます。④製品を使用、もしくは消費して得られた利益に相当する金額の支払い義務はありません。クーリング・オフによる契約の解除を行使したい場合には、下記の契約解除通知書に必要事項を記入のうえ、本書面の写しを担当WAまでご郵送ください(簡易書留が確実です)。同様の内容を記載したものであれば、葉書もしくは封書による書面でもクーリング・オフを行使することができます。

doTERRA CPTG Essential Oils Japan 合同会社へのお問い合わせ

メンバーサービス | 03-4589-2610
Eメール japan@doterra.com

契約解除通知書

担当WA名 _____ 殿

私は、_____年_____月_____日に交わしたドテラ関連製品購入に関する契約を解除いたしたく、ここに通知いたします。

年 月 日

氏 名 _____

現住所 _____

TEL ()

なお、お手元に届いた製品などが破損していたような場合には交換いたしますので、直ちに担当WAまでご連絡ください。

購入契約書(領収書)

製品名	種類	数量	販売価格
合 計			

年 月 日 上記金額を、上記製品の代金として領収いたしました。 (印)

契約締結日	年	月	日
-------	---	---	---

製品引渡日	年	月	日
-------	---	---	---

代金お支払い日		代金お支払い方法	
---------	--	----------	--

お客様氏名		様	(印)
-------	--	---	-----

ご住所	〒
	TEL ()

担当WA名		ID
-------	--	----

連絡先	〒
	TEL ()

W A 用 控 え

製品を販売し、本購入契約書をもとに契約を締結する際には、必ず法律で定められたクーリング・オフに関する説明を口頭で行ってください。また、返品手順についても口頭による説明を励行してください。

お客様から製品の返品要請があった場合には、速やかにこれに対処するようにしてください。クーリング・オフでは、たとえ使用済み製品である場合でもお客様が支払った総額を返金しなければなりません。ドテラ社では独自の返品方針を WA契約で定めており、ドテラ社から購入後1年以内であれば、WAの返品要請に応じております。お客様に返金を行ったあと、お客様から返品された製品をドテラ社から購入後1年以内(開封された製品は 30 日以内)に送付していただければ、契約書面に記載された返金率に基づき返金いたします。詳しくは契約書面にあるクーリング・オフについての記述をご参照ください。